

# 障害のある方への支援費制度

～障害のある方がいきいきと生活できる社会に向けて～

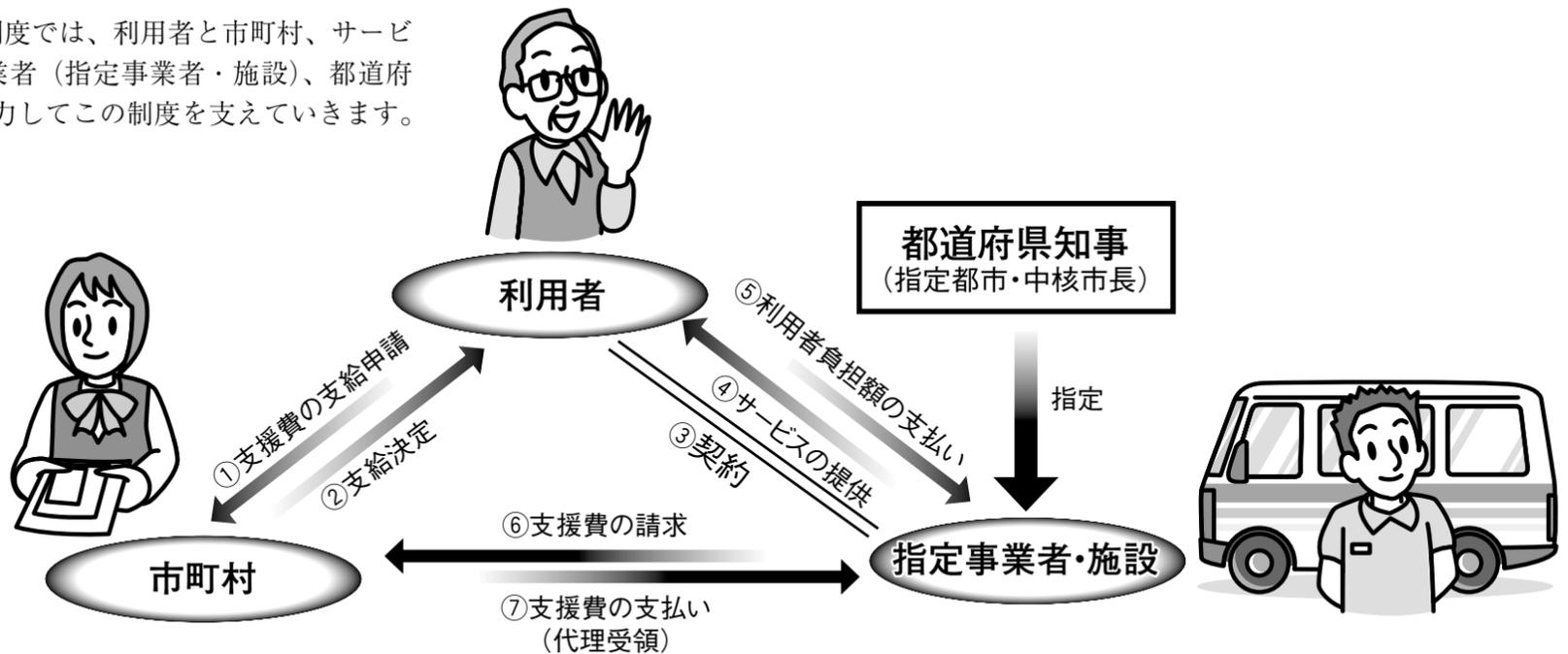
障害のある方もない方も地域の中で同じように生活し、共にいきいきと活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の実現に向けて、市ではさまざまな福祉サービスを実施しています。今回は、そのサービスの一つの「支援費制度」をお知らせします。

支援費制度とは、障害のある方がサービス提供者

を自由に選択し、契約によってサービスを利用する制度です。これにより障害のある方の自己決定が尊重され、利用者本位のサービス提供が期待できるとともに、サービス提供者と利用者である障害のある方が契約を結ぶことで対等な関係となることから、サービスの質の向上も期待できます。

## 支援費制度の仕組み

支援費制度では、利用者と市町村、サービス提供事業者（指定事業者・施設）、都道府県、国が協力してこの制度を支えています。



## 支援費制度の対象サービス

支援費制度の対象となるサービスは大きく分けて①施設サービス(施設訓練等支援)と②居宅サービス(居宅生活支援)の2つがあります。

### ①施設サービス(施設訓練等支援)

- ◆**身体障害者更生施設**  
身体機能の維持、向上および日常動作能力等の指導、訓練を行います。
- ◆**身体障害者療護施設**  
常時介護を必要とする障害者が対象で、治療および養護を行います。
- ◆**身体障害者授産施設**  
必要な訓練や職業の提供を行います。
- ◆**知的障害者更生施設**  
日常生活における自立と社会参加のための訓練を行います。
- ◆**知的障害者授産施設**  
就業や自立に必要な訓練や職業訓練を行う。
- ◆**知的障害者通勤寮**  
就労している障害者の独立、自活に必要な助言・指導を行います。

### ②居宅サービス(居宅生活支援)

- ◆**居宅介護**  
・ホームヘルプ…ホームヘルパーが家庭を訪問して掃除や洗濯、食事の用意などをお手伝いします。  
・移動介護…外出する時にヘルパーが移動の介助を行います。
- ◆**デイサービス**  
デイサービスセンターに通って作業をしたり、お風呂に入ったりすることができます。児童のデイサービスでは、療育訓練、日常生活における基本的な動作の指導、集団への適応訓練等を受けることができます。
- ◆**ショートステイ**  
家族が病気になった時などに、一時的に施設の利用ができます。
- ◆**グループホーム(知的障害者)**  
世話人に日常生活の助けを受けながら、アパートなどで共同生活をするものです。

## サービス利用・手続きの流れ

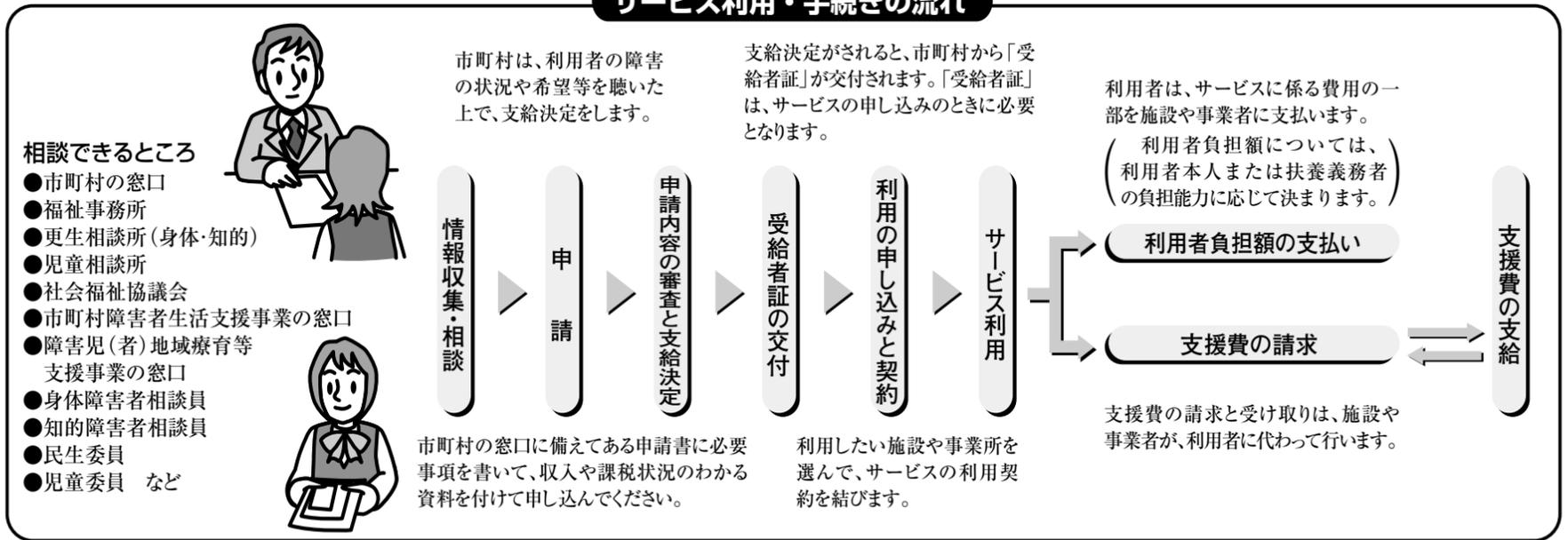
支援費制度でサービスを受けるためには、市に申込み(支援費支給申請)を行い、「支給決定」を受ける必要があります。

- ・どのようなサービスがあるの？
- ・どのように組み合わせて使えるの？

- ・サービスはどこから受けるの？
  - ・自分にあった利用方法は？
- などわからないことがあったら、市の窓口(児童障害課)に相談してください。

(次ページに続く)

サービス利用・手続きの流れ



- 相談できる場所
- 市町村の窓口
  - 福祉事務所
  - 更生相談所(身体・知的)
  - 児童相談所
  - 社会福祉協議会
  - 市町村障害者生活支援事業の窓口
  - 障害児(者)地域療育等支援事業の窓口
  - 身体障害者相談員
  - 知的障害者相談員
  - 民生委員
  - 児童委員 など

サービス	事業所名	所在地	TEL	身障	知的	児童
ホームヘルプサービス	ファミリーケア ケアステーション八潮	八潮市中央1-21-8 青木ビル101	994-5102	○	○	○
	社会福祉法人 八潮市社会福祉協議会	八潮市大字鶴ヶ曾根414-1	994-5060	○	○	○
	株式会社コムスン 松原団地ケアセンター	草加市栄町3-1-19 誠友第2ビル2階A	933-2131	○	○	○
	株式会社コムスン 草加ケアセンター	草加市住吉1-13-3 北ビル1F	920-1551	○	○	○
	株式会社大起エンゼルヘルプ 草加営業所	草加市松原3 草加松原団地3004号	944-7001	○	○	○
	ファミリーケア ケアステーション戸ヶ崎	三郷市戸ヶ崎3-68	948-3031	○	○	○
	株式会社大起エンゼルヘルプ 三郷営業所	三郷市鷹野2-389 ガーデンヒル岡庭102号	955-1121	○	○	○
	三郷地域福祉事業所 すまいる	三郷市早稲田5-5-11-103	958-6354	○	○	○
	有限会社 ケアサービス三郷	三郷市早稲田4-23-15	959-6017	○	○	○
	有限会社 ハッピーケアサポート	三郷市早稲田6-33-25	950-4566	○	○	○
	有限会社 三郷ふれあいサポート	三郷市高州2-23-10	955-6137	○	○	×
	さくらの樹有限会社	越谷市蒲生茜町19-8 蒲生ビューハイツ806号	989-4633	○	○	○
	ひかりサービス	越谷市大沢1602-4	977-9644	○	○	○
デイサービス	社会福祉法人 八潮市社会福祉協議会	八潮市大字鶴ヶ曾根414-1	997-8553	○	×	×
	埼玉県立身体障害者療護施設 そうか光生園	草加市柿木町1215-1	936-5088	○	×	○
	知的障害者更生施設 桃の里	越谷市南荻島770	972-0544	×	○	×
	知的障害者更生施設 神明苑	越谷市神明町3-176	963-3289	×	○	×
	中川の郷療育センター	松伏町下赤岩222	992-2701	×	○	○
	済生会 川口乳児院	川口市西川口6-9-7	048-256-8500	×	×	○
	知的障害者更生施設 友愛学園	岩槻市大野島66-1	048-799-1236	×	○	×
	社会福祉法人 とともに福祉会 とともにハウス	春日部市内牧3921-1	048-763-4012	×	○	×
	国立療養所東埼玉病院	蓮田市黒浜4147	048-768-1161	○	○	○
	社会福祉法人 啓和会 久喜啓和寮	久喜市六万部1435	0480-22-8788	×	○	○
ショートステイ	社会福祉法人 平野の里 知的障害者更生施設あやめ寮	幸手市平野920	0480-48-1271	×	○	×
	れんげそう作業所	杉戸町倉松826-3	0480-34-9451	×	○	×

※上記以外インターネットでも情報が提供されています。独立行政法人福祉医療機構の保健福祉ネットワーク(WAM NET) <http://www.wam.go.jp>

支給決定

市町村は、支援費の支給決定にあたって、障害の程度だけでなく、介護を行う方の状況、その他のサービスの利用状況、住宅環境等を勘案して、居宅サービスであれば「支給量」「支給期間」「利用者負担額」を、施設サービスであれば「障害程度区分」「支給期間」「利用者負担額」を定め、これらを記載した受給者証を交付します。  
 ※「支給量」とは、居宅サービスの種類ごとの提供される量をいいます。例えば、「居宅介護等事業(ホームヘルプサービス)を1

カ月につき42時間」というように決定されます。翌月への繰り越しやサービス間での振替はできません。

一方、「障害程度区分」とは、施設サービスを受ける際に、障害の状況に基づいて生じる支援の必要性を考慮した区分のことをいいます。障害程度区分に応じて、市町村が施設に対して支払う支援費の額に反映されます。

サービスを利用するとき

支援費の支給が決定されたら、どのサービス提供事業者・施設からどのようなサービスを受けるかを決め、「受給者証」を提示して契約します。契約をする前に、事業者・施設から利用希望者に対してサービス内容を説明することになっています。サービスの内容・料金・苦情への対応などを確認してください。利用者は契約に基づいて、事業者・施設からサービスの提供を受けます。

更新・変更など

「支給期間」が終了するときは、あらためて支援費の支給決定を受けることにより、継続してサービスを受けることができます。引き続きサービスを利用したい場合は、あらためて市に支給申請をしてください。

また、障害の程度や介護を行う人の状況が変化するなどして、利用するサービスの支給量や障害程度区分を変更する必要がある場合は、変更の申請をすることができます。

サービスを利用したら

利用者または扶養義務者は、サービス利用の費用のうち、負担能力に応じて定められた利用者負担額を事業者・施設に支払います。利用者負担額は「受給者証」に明記されています。

☎児童障害課  
 障害福祉係 ☎453  
 児童給付係 ☎427